

令和4年3月15日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和4年3月28日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

事務局 (松野課長代理)	<p>定刻となりましたので、令和3年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を開催します。</p> <p>森林保全課の松野です。よろしくお願いします。</p> <p>本日は、個別諮問案件1件の御審議と、包括諮問案件7件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>それでは、はじめに、森林保全課長の宮崎から御挨拶申し上げます。</p>
事務局 (宮崎課長)	<p>(挨拶)</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>次に、議長の選任に移りたいと思います。静岡県森林審議会運営規程第6条に規定する林地保全部会では、森林の開発行為の許可及び保安林の解除に関する事項の審議をしていただきます。また、部会に属すべき委員並びに部会長は、審議会本会議の会長が指名することとなっています。すでに会長から、新しい4名の委員と部会長が指名され、部会長は今泉委員が指名されています。</p> <p>また、静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条では、部会長が会議の議長をすることになっておりますので、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>今泉部会長、よろしくお願いします。</p>
今泉議長	<p>それでは、次第に基づき審議を進めますが、今回から新しく委員に就任していただいた方もいらっしゃいますので、初めに自己紹介をお願いします。</p> <p>(委員自己紹介)</p> <p>委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。</p> <p>続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。</p>
今泉議長	<p>ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。</p>

	<p>それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>委員の皆様には、予め令和3年度第4回静岡県森林審議会林地保全部会 資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。</p> <p>資料は、お手元にございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>よろしければ、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員4名に御出席いただき、静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p>
今泉議長	<p>本日は、個別諮問案件が1件、包括諮問案件が7件とのことです。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順をお願いしております、■■委員をお願いいたします。</p>
今泉議長	<p>それでは、議案(1) 個別諮問案件の審議に移ります。事務局から説明してください。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>まず、ピンク色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林地開発許可について」を御覧ください。</p> <p>今回御審議をお願いする案件は、午前中に現地調査を実施しました「土石の採掘及び一部農地造成」です。初めに、静岡県における「土石の採掘」に係る林地開発許可の取扱いを御説明します。</p> <p>土石の採掘は、10年を超えるような長期計画が多くあります。このため、事業の確実性等の観点から、長期計画を許可するのではなく、採石法や砂利採取法の許認可の期間で一度区切って許可を行い、許可期間が切れる時点で、新しい許可と現許可の廃止を行っています。これを、通称「更新許可」と呼んでおります。</p> <p>本件は、更新許可と併せて、前回の個別諮問から開発行為に係る森林の面積から累積で5ヘクタール以上拡大することから、お手元の例規集インデックスの3番にあります諮問の取扱い基準第1の1(2)に該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、審査を行ないました中遠農林事務所から御説明します。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>(個別諮問 案件説明)</p>
今泉議長	<p>ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分</p>

	<p>について、質問の時間をもつこととします。質問がある場合は、挙手したうえで発言してください。</p>
<p>■■委員</p>	<p>気になる点を申し上げますと、水害の防止という観点になりますが、水害というのは具体的には、事業地から流れ出る水が下流側の生命財産に何らかの被害を与えるということかと思いますが、事業地から流れ出る河川は、名無しですぐに海に到達する河川ではありますが、地図を見る限り、その河川に大量の水を流す場合、被害が出る人家等が無いわけではないと見えました。</p> <p>今回、放流管を大きなものに増設するということですが、放流管は上流から流入してくる水を速やかに下流に放流するために設置するものだと思うのですが、速やかに大量の水を下流に流すということは、下流にとっては水害のリスクを拡大する可能性があるように見受けられます。放流管から流出される下流の話なのですが、放流管の先から人家に至るまでの間に、河川が道路と並走している箇所があると思いますが、その付近は河川周辺が樹木に覆われている状態でした。そこが増水した場合に、樹木が洗堀されて流木になる可能性があります。流木が混じった洪水が発生して、さらに流下していくと、道路の橋がいくつかあると思いますが、橋脚で閉塞を起こして水害になるというケースが容易に想像される現場だと思いました。</p> <p>これを未然に防止するために、下流河川の周りの樹木を予め除去しておくことや、或いは流木を伴う水害が発生した場合に、氾濫の恐れがある区域というのがある程度想定できるといいますので、その地域の住民に対して、上流で放流管のサイズが大きくなったことを含め予め知っておいていただいて、100年確率降雨があった際は速やかに避難していただくですとか、そういった対応をしていただけると災害リスクを減らせると感じました。</p> <p>林地開発許可制度でどこまで対応できるかわかりませんが、今回の現場を見て起こりうる水害という観点で、意見を申し上げます。</p>
<p>中遠農林事務所 (田代班長)</p>	<p>ご指摘の通り、事業地の直下流の河川は、山林内の河川で、草に覆われていたり、枯れた木や枝葉が堆積したりしている箇所もあります。河川管理者である市や県土木事務所と調整しまして、ご指摘のような心配があるということを共通認識としまして、事業者を指導していきたいと思います。</p> <p>今回、放流管を増設することについて、放流管出口の河川が市管理河川となっており、掛川市も大量の水が流されることによる洗堀を心配しており、水叩き等を設置するように指導されていると聞いていま</p>

	す。水叩きというわずかな部分での対策であり、大きな改修は難しいかと思いますが、災害を未然に防ぐような調整をしていきたいと考えています。
事務局 (松野課長代理)	併せて、事務所から、事業者が河川管理者とどういったやり取りをしているか、説明してください。
中遠農林事務所 (田代班長)	下流河川の調査を行い、各ポイントでの断面や流量、流下能力を調査し、河川管理者に確認をしてもらっています。
■■委員	それはよくわかりました。ただ、河川管理者は流量のみを見ていると思いますが、最近の水害の状況を見ますと、水だけで発生しているわけではなく、水とともに土砂や流木が流れてきて、特に流木が橋脚にかかり閉塞して発生するというのが、全国どこでも起きています。 河川管理者は、残念ながら現時点でそこまでチェックできていません。河川管理者は水の量で確認するルールになっていますので、そこも併せて確認し、何らかの未然防止対策を検討していただくのがよいかと思います。
今泉議長	では、ぜひ河川管理者と情報を交換しながら調整をお願いしたいと思います。このほか、ありますか。
■■委員	２ページの文化財所在有無について、芳峠砦という文化財登録された箇所があるとのことで、北側に拡大するのであれば届出が必要ということですが、掛川市としては、拡大されてその箇所が無くなるけれども届出がされれば問題ないということでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	(資料により説明) この位置が芳峠砦の箇所となっています。今後、この箇所に直接行為がかかる場合は、届け出るようにということです。今回は、直接行為がかからないため、届出は不要ということで、現時点ではそのような状況です。
■■委員	今回の事業エリアにはかからないということですね。
中遠農林事務所 (田代班長)	そうです。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。
■■委員	前回の諮問から１年強でまた諮問されたわけですが、今後の更なる拡大の計画はあるのでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	盛土材の需要が高く、防潮堤事業もまだ数年継続される見込みです。 (資料により説明) (非開示情報)

■■委員	拡大した場合、必要とされる調整池容量、下流への放流量は変わってくるかと思いますが、それはその都度改修を行うということでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	そうです。その都度計画を立てて、その面積に応じた容量、流量を算定し調整池を設計します。今回の申請では、その後さらに拡大することを見込んで放流管を追加しています。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。
■■委員	関係者の方々への説明というのは、拡大の計画の際に、その都度行っているのですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	そうです。地元地区に説明しています。
■■委員	現在の地区関係者の方々は、事業地がまた拡大されるということは理解しているのでしょうか。しばらくの間、この事業地で採掘が行われることは承知しているということでしょうか。良質な土砂と聞いたので、事業地が大きくなるのですよね。
中遠農林事務所 (田代班長)	承知しています。防潮堤事業が落ち着いてくると、採取量（事業地拡大のペース）も落ち着いてくるかと思います。
■■委員	地域の人が、どの程度の規模なら許容できるのだろうか、と思いました。
中遠農林事務所 (田代班長)	付近で同じように採掘しているところもありますので、(どんどん拡大されれば) 地域の方が心配になってくる可能性もあると思います。
■■委員	2ページに直近の許可の答申時の指導事項が記述されており、「緑化計画に従い」という場合、緑化計画というのは4ページの計画内容を指すのでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	そうです。
■■委員	現場で緑化した痕跡はありましたが、緑で覆われている状態とは程遠いと感じましたので、緑化については事業者積極的に行っていただきたいと思います。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。
■■委員	現場で見た法面の最上部の緑化部分は、「次期計画で切り崩すけどアリのバイ的に緑化しました」と理解すればよいのでしょうか。事業者としては、「切り崩す計画があるけど、前回答申時に順次緑化するよう指導があったので緑化した」ということでしょうか。
中遠農林事務所 (田代班長)	前回申請の際も、緑化の計画を立てています。これに対し、県は、計画通り実施するよう指導します。事業者には次期計画はあっても、

	<p>計画通り緑化するよう指導します。次期計画があることは理解しますが、許可している計画内容をしっかり実施してもらうよう指導しています。植栽したものが勿体ないということはありませんが、防災等の観点からしっかり緑化するよう指導しています。</p>
■■委員	<p>許可の更新のスピード感としては、異例の速さという感じなのでしょうか。また、それは津波対策事業という特殊な事業があるため、ということでしょうか。</p>
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>そうですね。その事業を実施しているのが、中遠農林事務所になります。</p>
今泉議長	<p>それでは、この件について、委員の皆様の意見を伺いたいと思います。特に付したい意見等がありましたらお願いします。</p> <p>防災計画、緑化計画、施工中の対応など、特に付したい意見等がありましたらお願いします。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>事務局から付帯意見と指導事項について説明します。</p> <p>静岡県では、森林審議会からの意見等を、付帯意見と指導事項に区別しています。</p> <p>付帯意見は、答申に付帯される森林法の法的効力を持つものということで、比較的大きな懸念事項、特に重要なことで付す事項を、「付帯意見」としています。それ以外のものについては、「指導事項」ということで付しています。</p> <p>ですので、重さという点では付帯意見のほうが重く、指導事項というのは一般的に注意してもらう事項ということで、事業者の方に伝えます。いずれにしても、付帯意見、指導事項ともに、事業者に審査者から伝え、次回の林地保全部会時に対応等を報告させるようにしています。</p>
■■委員	<p>■■委員からの意見は非常に重要な事項かと思いますが、林地開発許可制度の範疇で対応できる事項なのか、事務局に教えてもらいながら検討してはどうでしょうか。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>林地開発許可制度からすると、森林法第10条の2の条文「当該開発行為をする森林の現に有する」ですので、基本的には、開発行為をする森林の現に有する機能を確保するということになります。</p> <p>森林法の枠の中で考えますと、当該開発行為をする森林かという点、下流の森林は該当しませんので、付帯意見とするのは難しいと考えます。指導事項については、懸念されることは、森林法の枠を極端に外れるものでなければ、審議会の趣旨からして結構です。本件は指導事項として付すのは、問題ないと考えます。</p>

■■委員	放流管の規模が約2倍に拡大されるため、開発行為と相まって、同じ雨量でも洪水の水量が増加することが懸念され、直下の河川沿いの流木を巻き込みながら、そのさらに下流の橋脚に詰まることによる水害が懸念されるということ、住民の方々に十分周知してもらいたい、という内容です。
事務局 (松野課長代理)	放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加することから、下流住民に周知を図る。
■■委員	周知を図るとともに、河川管理者との調整のもと、防災(流木対策)に努めること。
事務局 (松野課長代理)	河川管理者との調整というのは、農林事務所に対する指導事項になるでしょうか。事業者に対する指導事項と審査機関に対する指導事項を分けて記載するのがよろしいでしょうか。 事業者に対する指導事項として、「放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加することについて、下流住民への周知を図ること。」、審査機関への指導事項として、「放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加するため、河川沿いの流木対策等について、農林事務所及び河川管理者間で調整すること。」、いかがでしょうか。
■■委員 ■■委員	はい。
今泉議長	その他、よろしいでしょうか。
■■委員	前回答申時に緑化に関する指導事項がありますが、やはり緑化は着実に行ってもらい必要がありますので、緑化に関する指導事項は引き続き付した方がよろしいかと思えます。再拡大がされる可能性はあっても、緑化は確実に行ってもらう必要があると思えます。
事務局 (栗島主任)	前回答申と同じ文言「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を追加する形でよろしいでしょうか。
■■委員	はい。ただし、先ほどの説明で、緑化不良箇所は措置を取るとの説明がありましたので、それについても指導事項として加えた方がよろしいかと思えます。
事務局 (松野課長代理)	「緑化状況が不良な箇所については、早期緑化を図るため、必要な措置を講じること。」、この文言で、いかがでしょうか。
■■委員	よろしいかと思えます。
今泉議長	それでは、指導事項についてまとめます。 事業者に対する指導事項として、 ・放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加することについて、下流住民への周知を図ること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。</li> <li>・緑化状況が不良な箇所については、早期緑化を図るため、必要な措置を講じること。</li> </ul> <p>審査機関への指導事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放流管の拡大に伴い、洪水時の下流への流出量が増加するため、河川沿いの流木対策等について、農林事務所及び河川管理者間で調整すること。</li> </ul> <p>を付したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
今泉議長	以上を指導事項としたうえで、議案(1)、掛川市大坂における土石の採掘及び一部農地造成に係る林地開発許可申請については、『森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる』ということとで答申します。
今泉議長	それでは、続いて、議案(2)の包括諮問案件の説明及び答申報告をお願いします。
事務局 (松野課長代理)	<p>それでは、包括諮問案件につきまして、答申内容を御報告します。</p> <p>まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。</p> <p>なお、全部で7件ございますので、最初に3件、次に2件、最後に2件に分けて、説明・報告と質疑応答を行います。</p> <p>初めに、包括諮問の赤インデックス、許可の1番、伊豆市堀切・伊豆の国市神島における「土石の採掘(採石)」について審査機関である東部農林事務所から御説明します。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	(包括諮問 許可1 案件説明)
事務局 (松野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しております。</p>
事務局 (松野課長代理)	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の2番、伊東市十足における「宿泊施設・レジャー施設の設置(グランピング宿泊施設・BBQ施設)」について審査機関である東部農林事務所から御説明します。
東部農林事務所 (和田班長)	(包括諮問 許可2 案件説明)
事務局	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する



(松野課長代理)	<p>公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>併せて、付帯意見として「事業完了後は、浸透トレンチ管及び浸透エリアの浸透能力を定期的に調査し必要に応じて浸透トレンチ管の増設等を行うほか、浸透トレンチ管に堆積した土砂の浚渫等を適切に実施するなど、浸透トレンチ管及び浸透エリアにおいて必要な浸透能力が発揮されるように維持管理を徹底すること。」を付しました。</p> <p>また、指導事項として「①開発地の土質はスコリアであることから、排水路流末や法面の侵食防止対策に万全を期すこと。②開発地は富士箱根伊豆国立公園第三種特別地域に重複・隣接することから、開発に伴って生ずる裸地の緑化にあたっては、在来種・国産種苗を基本とし、当該特別地域に影響が出ないよう、十分に配慮すること。」を付しております。</p>
事務局 (松野課長代理)	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の3番、富士宮市星山における「土石の採掘（砂利）」について審査機関である富士農林事務所から御説明します。
富士農林事務所 (鈴木主査)	(包括諮問 許可3 案件説明)
事務局 (松野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「①事業区域外へのいっ水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと。②最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しております。</p>
今泉議長	ただいまの3件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	<p>2番目の案件について、事業区域外に流出する水がなく、浸透させるということで、(事務局から先に説明のあった)付帯意見をつけていただいている、それは妥当だと思います。</p> <p>しかし、資料の5ページに、「調書別紙（水害の防止）」という資料がありますが、表に記載された流出量の単位が「m3/hr」となっておりますが、区域内の雨水を浸透エリアへ放流するということは、これは流出量なので、ピーク流出量の単位である「m3/s」で書くべき数値ではないかなと思います。</p> <p>雨を集めるわけですから、流量になるわけで、集めた水がピーク流量として毎秒何トンかという数字と、そこで浸透できる最大浸透量と</p>

	<p>の比較をしなければならぬと思うので、ここで「m3/hr」という単位の表記がおかしいのではないかなと思いました。</p>
<p>東部農林事務所 (和田班長)</p>	<p>単位がおかしいのではないかと御質問であるかと思えます。 私どもの方で、雨水の浸透について計算する際に参照させていただきました「雨水浸透施設技術指針」というものがございます。 こちらを参照して、今回の浸透量を算出していますが、この技術指針によりますと、浸透量を算出する際に、「m3/hr」で算出しております。 このため、それに合わせて、流出量の方も「m3/hr」で算出しているところでございます。以上です。</p>
<p>■■委員</p>	<p>その基準（雨水浸透施設技術指針）は、「例規集」の中に掲載されているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>「例規集」の中には記載されていません。</p>
<p>■■委員</p>	<p>「合理式」を使わずに、別の式を使って流出量（m3/hr）を計算されたということですか。</p>
<p>東部農林事務所 (和田班長)</p>	<p>流出量は「合理式」を使って出しておりました、そちらを変換しています。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>（「合理式」で計算した）「m3/s」を「m3/hr」に換算しているということで、いいですか。</p>
<p>東部農林事務所 (和田班長)</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>■■委員</p>	<p>それなら納得しましたが、ここに書くときに、「m3/s」の数値も並記していただいた方が、誤解がないと思います。</p>
<p>■■委員</p>	<p>1番と2番の案件について質問があります。 最初は1番ですが、1ページ目の生息動物に係る記載で、「静岡県レッドデータブックⅡ類以上の希少動植物種は現地で確認されていない」ということが書いてありますが、これは昭和58年のときの調査の結果確認されなかった、という意味でしょうか。 今回調査しなくていいという理由が、そのとき（昭和58年）にⅡ類以上の希少動植物種が確認されず、今回区域を変更していないから調査しなくていい、という意味でしょうか。</p>
<p>東部農林事務所 (鈴木技師)</p>	<p>これに関しましては、昭和58年に自然保護課と覚書を締結し、それ以降更新許可のタイミングで、自然保護課と毎回協議をしております。 今回に関しましては、区域の変更を伴わない継続事業ということで、協定に係る希少種調査等の必要がないことを確認しております。</p>

	す。以上です。
■■委員	つまり 58 年に調査をやって以降、調査はやってないということですよね。
東部農林事務所 (鈴木技師)	はい。
■■委員	<p>この制度そのものの問題なのかもしれないので、今申し上げてもあれなのかもしれませんが、昭和 58 年という、現在ではかなり状況が変わっているのではないかと思うので、昭和 58 年にレッドデータブックの該当種がいなかったから今調査しなくていい、ということにはならないと思うので、そのあたりは自然保護課と、今後どうあるべきかということを是非考えていっていただきたいなと思います。</p> <p>自然環境保全条例が結ばれているから、調査が大丈夫という保証にはならないので、是非そのあたりは積極的にもうちょっと調べていただけるようお願いしたいです。</p>
東部農林事務所 (鈴木技師)	<p>今回の更新許可にあたって、事業者と審査の過程で話していく中で、今御指摘のあった点については、話題にあがったところです。</p> <p>実際のところ、事業者は採石事業を継続していますが、社の■■も協議に参加し、調査してないが、「ここら辺に、(希少動植物が) 出る可能性がある」というような(想定をして)、希少動植物の写真や冊子を、現場小屋の中において、適宜現場の作業員が確認できるようにしましょうという話になって、今そのような形で進めているというふうに伺っております。</p>
■■委員	<p>ありがとうございます。とてもいいことだなと思うので、是非よろしくをお願いします。</p> <p>それから 2 番ですが、(非開示情報)</p> <p>あともう 1 点、伐採木をどう処理されたのか、分かれば教えてください。</p>
東部農林事務所 (和田班長)	<p>(非開示情報)</p> <p>伐採木に関しましては、チップ化することを考えております。チップ化して、場内の歩道やその周辺に敷き詰めることを考えております。使えないものは廃止することを考えております。以上です。</p>
■■委員	<p>2 番の案件で、1 点お願いします。</p> <p>指導事項において、(国立公園の) 特別地域にかかるということで、「緑化にあたっては、在来種・国産種苗を基本とし」という言い回しになっておりますが、4 ページ(の緑化計画)を見ると、日本の植物ではないものが混じっているように見受けられますが、これは緑化を</p>

	<p>進めるためにやむを得ずなのか、別のものに代替できるのか、教えてください。          具体的には、「ヒペリカムヒドコート」はたぶん日本の植物ではないかなという気がします。「コデマリ」ももしかしたら怪しいかなと思いますが、わかりましたら教えてください。</p>
<p>東部農林事務所          (和田班長)</p>	<p>植栽木に関しましては、確かにヒペリカムヒドコートは国産ではないと思います。          ただこちらに関しましては、事業者も、植物についていろいろ調べ、計画地に適するものを挙げているというふうに聞いております。          代替できるかどうかについては、なんとも言い兼ねるところがありますが、事業者は植物の専門家にも相談し、環境に影響を与えないような形で、植栽とか種子吹付とかをやっていると考えていると聞いております。以上です。</p>
<p>■■委員</p>	<p>国立公園の第三種特別地域ということと、地図を見ると大室山の麓の大変豊かな自然が残っているところになりますので、できる限り配慮していただきたいなと思いました。以上です。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>その他いかがでしょうか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>2番目の案件について質問ですが、残置森林内をグランピング施設の利用者が歩き回ったりするのでしょうか。</p>
<p>東部農林事務所          (和田班長)</p>	<p>絶対ないとは言いませんが、基本的に動線は確保されておりまして、基本的にはそちらの方を歩くようになっておりまして、あまり残置森林の中を歩き回るような形にはなっていないと聞いております。</p>
<p>■■委員</p>	<p>(非開示情報)</p>
<p>東部農林事務所          (和田班長)</p>	<p>(非開示情報)</p>
<p>■■委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>その他、よろしいでしょうか。          それでは、次は4番目の案件について、説明よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局          (松野課長代理)</p>	<p>続きまして、包括諮問の赤インデックスの4番、榛原郡川根本町下長尾における「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」について審査機関である志太榛原農林事務所から御説明します。</p>
<p>志太榛原          農林事務所          (豊竹班長)</p>	<p>(包括諮問 許可4 案件説明)</p>
<p>事務局          (松野課長代理)</p>	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当</p>

	<p>しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として「①事業区域外への土砂流出防止対策に万全を期すこと。②調整池放流水や場内排水の流末の浸食防止対策に万全を期すこと。③造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」を付しております。</p>
事務局 (松野課長代理)	次に、包括諮問の赤インデックス、許可の5番、牧之原市静谷における「その他(残土処理場の建設)及び農用地の造成」について審査機関である志太榛原農林事務所から御説明します。
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	(包括諮問 許可5 案件説明)
事務局 (松野課長代理)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、「①事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと。②造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」を付しております。</p>
今泉議長	ただいまの2件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	<p>4番ですが、この場所の景観上の問題はどうか、触れられていなかったような気がします。</p> <p>地元から「芝桜を植えて欲しい」と要望が出ていると書いてありましたが、ということは、どこか(周辺)からよく見えるのではないかと思います。景観上の問題についての質問です。</p>
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	景観に関しましては、川根本町くらし環境課と協議をしております。届出書を今後提出するというように話を聞いております。以上です。
事務局 (松野課長代理)	ここは外周から見えるような場所でしょうか、それとも見えないような場所でしょうか。景観法の手続きではなくて、景観上の影響はありますか。
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	川下の川根本町の町中からは、(本計画地は)山の中になるので、見えにくい場所になります。以上です。
事務局 (松野課長代理)	地元から「芝桜を植えて欲しい」というような意見がありますが、実際はそれほど、いろいろな人の目につくような場所ではないということでしょうか。

志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	山の中になってしまうので、ほとんど目立たないという状況と、あと周りに森林があるので、パネル自体が外から見えるというようなことはほぼありません。以上です。
■■委員	5番の案件で、4ページ目の緑化計画の中で、吹付種子に「トールフェスク」、「ウィーピンググラス」が含まれるという説明がありましたが、この2種は環境省の「生態系被害防止外来種リスト」の中に入っている、使ってはいけない外来種です。 (事務局による指導事項において)「造成森林について、在来種による緑化を検討すること。」と書いてくださっていますが、在来種ではないとしても、この2種の使用はやめていただきたいです。
事務局 (松野課長代理)	事務局から指導事項を付しておりますが、事業者の意向等どうでしょうか。
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	事業者の意向としましては、緑化箇所は調整池のすぐ上流で、防災上重要な位置であるということで、早期緑化をして土砂流出を防ぐということで、外来種で計画しておりますが、今後、種子の発芽率を考慮しながら、(在来種による緑化を)考えていきたいという回答をもらっております。
■■委員	例えば芝生にするとか、同じ外来種でも、問題が少ないもので、種子が手に入りやすく、値段も決して無理がない範囲というものがあると思います。 この2種は本当に生態系に重大な被害を及ぼすということで、使ってはいけないリストの中に入っている2種なので、そこはきちんと事業者を指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	一部音声が不明瞭だったので確認ですが、2種というのは、「トールフェスク」と「ウィーピンググラス」でよろしいでしょうか。
■■委員	はい、そうです。 環境省の「生態系被害防止外来種リスト」というリストの中に入っているのです、使わないでいただきたいです。
志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)	はい、わかりました。 その旨、事業者の方に伝えて、検討していただくように指導いたします。
■■委員	よろしくお願いします。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。
■■委員	5番目の案件について、3ページ目の盛土の欄に「崩落防止措置」という項目がありますが、この計画は、谷埋め盛土になると思います。

	<p>なので、やはり防災への備えというのが重要ではないかと思いますが、基準値欄に「雨水流入等の場合は、排水施設を設置」ということが書かれていますが、これはきちんとした暗渠を設置するということによろしいでしょうか。</p>
<p>志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)</p>	<p>盛土の中に暗渠を設置するかという御質問でよろしいでしょうか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>はい。きちんと能力を持った暗渠を設置するのかという質問です。</p>
<p>志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)</p>	<p>盛土の中に直径 500 mmの暗渠管を設置し、縦坑も入れる計画になっております</p>
<p>■■委員</p>	<p>では排水施設も十分にあるという、審査結果なのですね。</p>
<p>志太榛原 農林事務所 (豊竹班長)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>続きまして、包括諮問の赤インデックス、許可の6番、菊川市河東における「土石の採取(砂利)」について審査機関である中遠農林事務所から御説明します。</p>
<p>中遠農林事務所 (田代班長)</p>	<p>(包括諮問 許可6 案件説明)</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、「①事業区域外への溢水防止対策および土砂流出防止対策に万全を期すこと。②最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること。」を付しております。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>次に、包括諮問の赤インデックス、変更許可の1番、掛川市板沢における「残土処理及び農地造成」について審査機関である中遠農林事務所から御説明します。</p>
<p>中遠農林事務所 (田代班長)</p>	<p>(包括諮問 変更許可1 案件説明)</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、「造成緑地について、在来種による緑化を検討すること。」を付しております。</p>

今泉議長	ただいまの2件の報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	変更許可の案件ですが、水害の防止の観点で、許容放流量、オリフィスの数字が小さくなっていますがよろしいですか。 開発面積が増えるということは、許容される流出量も増えると想定されますので、確認していただければと思います。
事務局 (松野課長代理)	(中遠農林事務所に対して)直接放流量はどうなっていますか。 放流量は、ある一定の数字になりますが、ここがそうだと断定できませんが、直接放流と調整池から放流するものがあることで、直接放流量が今まで多かったものを減らすと、その分、川への負担が減るので、調整池から多く放流できることがあります。 ここは、(調整池からの)放流量が減っているので、直接放流量が増えたという可能性があります。調整池に流入する面積が増加しても、中のレイアウト次第では、オリフィスでの絞りが小さくなる可能性があります。
■■委員	後日でもよろしいので、確認の結果を教えてください。
■■委員	オリフィスは、既に設置してある訳ですね。
中遠農林事務所 (田代班長)	はい。
■■委員	わざわざ小さいものに作り替えるということは、普通はしないように思います。
今泉議長	確認の程、よろしく申し上げます。
事務局 (松野課長代理)	また確認して委員の皆様にお伝えするということでもよろしいですか。
委員一同	はい。
今泉議長	その他、(質問等)ございますか。よろしいですか。 では、質疑応答は終わりましたので、包括諮問の(指導事項)の確認をしていきたいと思えます。 県の方で指導事項を記入していただいておりますが、もし、林地保全部会の方で、追加で記載したほうが良いというものがあれば、これに追加することが可能です。 先ほどの議論を踏まえまして、追加したほうがよいもの(指導事項)があれば御指摘いただきたいです。いかがでしょうか。
■■委員	5番の牧之原市の案件、「在来種による緑化を検討すること」について、生態系被害防止外来種リストに入っている種を使わないというの



	は、「事業者に連絡します」と(志太榛原農林事務所から)回答いただきましたが、特に追記する必要はないですかね。
■■委員	いや、書いた方がよいのではないのでしょうか。
■■委員	今の(指導事項の)書き方では、弱いですね。
■■委員	そうですね、(生態系被害防止外来種リストへの記載種が)そのまま使われそうです。
■■委員	では、使用を避けるような形で(指導事項を追加する)。
事務局 (松野課長代理)	何のリストですか。
■■委員	環境省の生態系被害防止外来種リストです。
事務局 (松野課長代理)	「緑化にあたり、環境省生態系被害防止外来種リストに記載されている植物の使用を避けること。」これでよろしいですか。
■■委員	はい。
事務局 (松野課長代理)	では、こちらを5番の指導事項として付すということでもよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
今泉議長	その他、いかがでしょうか。これ以上御意見がないようでしたら、今の一点を(指導事項として)追加していただくということをお願いしたいと思います。
今泉議長	以上で、本日の審議事項は終わります。ありがとうございました。事務局から連絡事項を報告してください。
事務局 (松野課長代理)	連絡事項が2点ございます。 1点目として、前回、御審議いただきました下田市加増野の2件のメガソーラー建設は、令和4年2月18日付けで許可しました。林地保全部会でいただきました付帯意見について、事業者からの回答を報告します。
事務局 (栗島主任)	(付帯意見等への対応報告)
今泉議長	ただいまの報告について、委員の皆様から御意見があれば頂戴したいです。いかがでしょうか。
■■委員	基本的には、すべて受け止めてもらえているということでもよろしいでしょうか。
事務局 (栗島主任)	特に水量・水質や希少種のモニタリングについては、一部やれないというような回答も想定していましたが、そのようなことはなく、指導に従って実施しますという回答でした。 基本的には、その他についても、森林審議会の意見や県の指導を踏

	まえて、事業者の方で検討していただいたと認識しています。
■■委員	13 番に記載のある「評価書」はアセス法の評価書ですか。
事務局 (松野課長代理)	<p>本件、個々では(県条例アセスの)対象にならず、二事業でⅡ種事業に該当します。Ⅱ種事業に該当すると、環境影響評価を実施するかしないかについて、県が、市町等の御意見を聞いて判断することになります。</p> <p>評価書を作成することとなり、変更が必要になればということです。</p> <p>森林部局としては、環境影響評価を実施しなさい、であるとか、Ⅱ種事業に該当する事業であるとか、そこまでは言えないので、仮定形にしています。</p>
■■委員	安定解析やモニタリングは、森林の防災機能、公益的機能を担保する上で重要と思いますが、加えて、本件は住民や自治体の反対意見があるので、このあたりはしっかりと(地元に対して)説明するよう県から指導をお願いします。
今泉議長	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>事務局から2点目の連絡事項をお願いします。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>例規集のインデックスの4「森林審議会林地保全部会の林地開発許可審議の取扱い基準」の1を御覧ください。</p> <p>「部会は、年間数回定期的に開催し、その開催日は、委員の協議により前年度内に部会長が定める。」と規定されています。</p> <p>来年度の林地保全部会につきまして、事務局から、例年と同様に、6月、9月、12月、3月の計4回開催することを提案します。</p> <p>また、開催日は、事前に調整しますが、第2水曜日を基本に設定したいと考えております。</p> <p>それでは、委員の皆様で御協議ください。</p>
今泉議長	事務局から、来年度の開催計画について、提案がありました。御意見等はございますか。
委員一同	(異議なし)
今泉議長	<p>それでは、事務局からの提案のとおり来年度の林地保全部会を開催することにします。なお、事務局は、各委員の都合を事前に確認してください。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。</p>
事務局 (松野課長代理)	以上です。
今泉議長	では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への付帯意見(指導事項)に対する事業者の回答など、次回の部会

	<p>の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p>
今泉議長	事務局から他に何かありますか？
事務局 (松野課長代理)	先ほどの(包括諮問変更許可①)件は、どうですか。
中遠農林事務所 (田代班長)	<p>掛川市板沢の変更許可案件について、今回、事業区域を拡大しましたが、拡大部分に農道があり、この部分はどうしても側溝から直接放流になります。</p> <p>これを踏まえて下流の河川断面から放流量を検討したところ、直接放流が増えた分、調整池からの放流量を絞ることになりました。</p>
事務局 (松野課長代理)	よろしいでしょうか。
■■委員	はい。
今泉議長	ありがとうございました。
事務局 (松野課長代理)	その他の連絡事項はございません。
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (松野課長代理)	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の宮崎から皆様に、お礼を申し上げます。</p>
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (松野課長代理)	以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を閉会します。